

アメリカ判例法上の会計監査人の対第三者責任

三 原 園 子

はじめに

(1)平成三年三月の東京地裁判決⁽¹⁾において、わが国で初めて、会計監査人(公認会計士)の民事責任が認められた。本件は、会計監査人の被監査会社に対する契約責任に関するものであり、これまでのところ、会計監査人の対第三者責任を認めた判例はわが国では見られない。

(2)一方、米国では、既に1960年代に始まって1980年代には、会計監査人についての訴訟件数は劇的に増大しており、これら多数の訴訟による判決で多額の賠償責任を負ったことから、連邦で7番目に大きいといわれたLaventhol & Howarth 会計事務所が、最近、倒産に追い込まれた⁽²⁾。

(3)会計監査人の民事責任について、当初、イギリスに倣っていたアメリカの裁判所は、1800年代後半以降は独自の理論展開を遂げている⁽³⁾。とりわけ、会計監査人の過失にもとづく対第三者責任については、1980年代に入ってアメリカでは新たな議論を呼んだのであった。

その例として、1983年のニュージャージー州最高裁判所のローゼンブルム社対アドラー会計事務所事件判決⁽⁴⁾が大きな反響を呼び、続いて、1985年には、ニューヨーク州最高裁判所でクレジットアライアンス社対アーサーアンダーセン会計事務所事件判決⁽⁵⁾が出された。こうしたことから、米国の会計監査人のnegligence(過失)に基づく対第三者責任(不法行為責任)の範囲を画する基準について、判例法上大別して3つ(正確には4つ)の基準を展開する州に分かれることとなり⁽⁶⁾、1931年のウルトラマレス社事件判決⁽⁷⁾以来の大きな進展が見られた。しかし、合衆国全体の統一は未だ進んでいない模様である⁽⁸⁾。

(4)本稿では、これらの判例に代表される会計監査人の判例法上の対第三者責任について、第三者の範囲を画する基準に焦点を当てたい⁽⁹⁾。即ち、第三

者責任の範囲を画する基準としては、「一 契約関係およびそれに近い基準、二 リステイトメント基準、三 予見可能性基準、四 公序基準」があり、一乃至三が代表的基準とされているようである⁽¹⁰⁾。以下では、その各々についてのリーディング・ケースを取り上げて、検討を加えることとしたい。

注

- (1) 東京地判 平成3年3月19日、金融商事判例873号27頁、判例時報1381号116頁
- (2) Pasewark, W., To Whom Are Accountants Accountable?, BUS. & SOC'Y REV., 26, 26 (1991).
- (3) 篠田四郎「会計監査人の責任(二)」名城法学25巻2号, 1975年2頁
- (4) H. Rosenblum, Inc. v. Adler, 93 N.J. 324, 461 A.2d 138 (1983).
- (5) Credit Alliance Corporation v. Arthur Andersen & Co., 65 N.Y. 2d 536, 483 N.E. 2d 110, 493 N.Y.S. 2d 435 (1985).
- (6) この点については, Note, Accountants' Liability to Third Parties for Negligent Misrepresentation: Should There Be a Uniform Standard?, 14 AM. J. TRIAL ADVOC., 133, 138-152 (1990); Note, The Role and Responsibility of Accountants in Today's Society, 13 J. CORP. L., 863, 867-873 (1988) を参照。
- (7) Ultramares Corp. v. Touch, 255 N.Y. 170, 174 N.E. 441 (1931).
- (8) このことが、より有利に訴訟を行えるような訴訟地を選ぶという現象を生んでいる。Note, supra note 6, 14 AM. J. TRIAL ADVOC. at 155.
- (9) 会計監査人の対第三者責任について、最近の英米の判例を紹介するものとして、石山卓磨「会計監査人の対第三者責任—英米における最近の判例動向—(上)(下)」商事法務1318号・1319号；澤悦男「監査人の第三者に対する責任—カリフォルニア州最高裁判決の概要—」JICPAジャーナル452号；山村忠平「会計士の対第三者責任(一)」中京学院大学法学論叢創刊号、1986年、片木晴彦「会計監査人の職務と責任(1) —アメリカ合衆国における進展—」広島法学9巻2号(1985年)がある。
- (10) Note, supra note 6, 14 AM. J. TRIAL ADVOC. at 138-152.; Note, supra note 6, 13 J. CORP. L., at 867-873.

一 契約関係およびそれに近い基準

(The Privity or Near Privity Standard)

(1) この基準には、契約理論および第一次的利益の原則(primary beneficial rule)が含まれ⁽¹¹⁾、以下に取り上げる判例では、このうちの第一次的利

益の原則が問題となった。この原則のもとで、会計監査人が契約関係に無い第三者に対して責任を負うための要件は、

「①会計監査人がこの第三者を‘明確に’知っており、かつ

②この第三者に被監査会社の財務諸表を信頼させることを監査契約の主要な目的としている」、という2つであった⁽¹²⁾。

(2)この原則を適用したリーディング・ケースが、先のウルトラマレス社事件判決である⁽¹³⁾。本件において、被監査会社たるStern社から、1924年1月、財務諸表の監査を依頼されたTouche会計事務所は、Stern社が銀行その他の与信者から借入の拡大を図るために当該財務諸表を利用することに気付いていたにもかかわらず、Stern社に副本として連番の32枚の監査済財務諸表を交付した。しかし、これの受取人が誰であるかまでは知らなかった。

Stern社から当該財務諸表の写しを渡された金融業を営む原告は、これを信頼してStern社に対する貸付を行った。Toucheは、架空計上された正味財産について、過失によって適正意見を表明しており、Stern社は、1925年1月2日に破産宣告を行った。そこで、原告は、被告会計事務所に対して過失および詐欺を訴訟原因とする不法行為責任を追及したのであった。

ニューヨーク州最高裁判所のカルドーゾ(Cardozo)判事は、第一次的利益原則に従って、以下のように判示した。

「本件における役務の提供(すなわち監査)は、主としてStern社の事業の発展に役立つように行われたものであり、監査終了後、Stern社およびその共同経営者が財務諸表を提示する第三者のためには、付随的または副次的にしか行われていない。以上から、詐欺の責任は負うかもしれないが、過失責任を負うことにはならない⁽¹⁴⁾。」[()内・下線は筆者加筆]

加えて、過失についての十分な証拠は存在したが、政策的な理由からStern社との契約条件を越えて被告の責任を拡大するべきではない、と判示した。

「negligenceについても責任があるものとすれば、会計監査人は不注意なミスや大失敗、つまり、欺瞞的な記入で隠蔽された盗みや文書偽造を発見できなかったことについても、不確定な額につき無制限の期間に亘り不特定の人々に対して(in an indeterminate amount for an indeterminate time to an indeterminate class)責任を負わされかねない。このような結果を生じる義務が存すると見ること自体に欠陥があるのではないか、と思われるほど、かかる

条件のもとで監査業務を行う危険は、大きい⁽¹⁵⁾。」

(3)次に、独立した職業専門家として行為する点で会計監査人と共通する公共計量士についてのグランザー事件判決⁽¹⁶⁾との比較を行ってみたい。

本件では、Bench社から豆を買い付けた買主らが、計量証明書に記載された豆の重量が実際よりも11,854ポンド少ないことを知り、計量を行った公共計量士を訴えた。Bench社と被告たる公共計量士との間には、公共計量士が計量証明書を作成し、かつその写しを買主に交付する旨の契約が締結されていた。

ニューヨーク州最高裁判所において同じくカルドーゾ判事は、第一次的利益の原則に従って、以下の理由付で今度は原告の請求を認めた。

「原告が(計量)証明書を利用したのは、公共計量士が行った(豆の計量)による付随的または副次的な結果ではなかった。公共計量士の知るかぎりでは、原告が計量証明書を利用したことは、(Bench社と)公共計量士との間の(豆の計量)契約における主要な目的であった⁽¹⁷⁾。」〔()内は筆者加筆〕

(4)この原則に修正を加えたのが、1985年のクレジットアライアンス社事件判決である⁽¹⁸⁾。本件では、原告が、Arther Andersen会計事務所の適正意見付監査報告書を信頼してSmith社に対する資金提供を拡大したところ、同社が破産したので、Andersenに対して過失および詐欺にもとづく損害賠償請求訴訟を提起したものである。第二審において、原告の請求が認められたが、2人の判事が反対意見を述べ、かつ被告が最高裁へ上訴した。ニューヨーク州最高裁は、原判決を破棄自判し、原告の請求を全面的に退けた⁽¹⁹⁾。即ち、最高裁は、不実表示財務諸表に依拠した契約関係にない第三者に対して、会計監査人が過失に基づく不法行為責任を負う要件として、以下の3つを提示した⁽²⁰⁾。

- ①会計監査人が、被監査会社の財務報告書の利用目的を詳細に知っていること
- ②会計監査人が知っている利用者または利用者集団が、当該財務諸表に依拠しようとしていることを、会計監査人が知っていること
- ③利用者の(財務報告書への)信頼を会計監査人が認識していることを示すような、会計監査人と利用者または利用者集団を結びつける会計監査人側の何らかの行為が存在すること

この「会計監査人と原告とを結びつける会計監査人側の何らかの行為」には、例えばAndersen会計事務所の誰かがSmith社の会議に同席して財務報告書の説明を行ったこと、等が考えられる⁽²¹⁾。

本件では、要件③が証明されなかったことから要件②も満たされず、原告は敗訴したものと思われる。ここでの場合、原告の立証要件として、前掲判例で示された2つの要件に、新たに、③の「会計監査人と原告とを結びつける会計監査人側の何らかの行為」の存在を付け加えたものとみられる。

注

- (11) Sullivan, J., Gnospelius, R., Defliese, P., Jaenicke, H., MONTGOMERY'S AUDITING 10th ed., at 135-136. (1985) [hereinafter MONTGOMERY'S AUDITING] 本基準を採用している州としては、コロラド州、フロリダ州、インディアナ州、ニューヨーク州、ペンシルバニア州等があげられる。Causy, Accountant's Liability in an Indeterminate Amount for an Indeterminate Time to an Indeterminate Class: An Analysis of Touche Ross & Co. v. Commercial Union Ins. Co., 57 Miss.L.J. 379, 382 (1987).
- (12) Burton J., Palmer R., Kay R., HANDBOOK OF ACCOUNTING AND AUDITING, at ch. 46-23 (1981) [hereinafter HANDBOOK] ここでは、②について、単に取引に影響を与える手段および目的 'end and aim of the transaction' とだけ記載されているが、判例を検討した限りでは、本文の意味であると考えられる。
- (13) Id. at ch.46-21. 判例については、注(7)を参照。本件の概要を扱った日本文献として、川内克忠「アメリカにおける会計士の民事責任—判例法の新展開—」中京法学第5巻第4号、1970年、9頁-15頁；同「アメリカにおける会計士の民事責任の新展開」企業法研究第187輯、1970年、45頁；篠田、前掲注(3)25巻2号、1975年、27頁。(注)14；龍田節「アメリカ法における会計士の民事責任」商事法務研究、第461号、1968年、272頁；同「監査人の対第三者責任序説」商事法の研究、1968年10月、184頁-185頁；塚本重頼「英法における過失による虚偽の発表の責任—とくにHedley Byrne事件に関する貴族院の判決について—」中央大学八十周年記念論文集、1965年、614頁；永田忠哉「職業監査人の第三者に対する賠償責任」政経学会雑誌第四号、77頁-78頁；盛田良久「アメリカ判例法上の第三者に対する監査責任」企業会計第31巻第10号、138頁-139頁等がある。
- (14) Ultramares Corp., supra note 7, 174 N.E. at p.446.
- (15) Id., 174 N.E. at p.444. 当該箇所のは、龍田「監査人の対第三者責任序説」商事法の研究、前掲注(13)、184頁を参考にした。
- (16) Glanzner v. Shepard, 233 N.Y. 236, 135 N.E.275 (1922). 本件の概要を説明するものとして、川内克忠、前掲注(13)中京法学、9頁-15頁；篠田、前掲注(3)25巻2号、1975年、pp.26-27(注)13；龍田、前掲注(13)商事法務研究、8頁；盛田良久、前掲注(13)、139頁等がある。

- (17) Glanzer, 135 N.E.2d at p.275.
- (18) Note, *supra* note 6, 14 AM.J. TRIAL ADVOC., at 138.; Note, *supra* note 6, 13 J.CORP.L., at 868. 判例については、注(5)を参照のこと。
- (19) Credit Alliance Corporation, *supra* note 5, 65 N.Y.2d at p.543, 483 N.E.2d at p.112, 493 N.Y.S.2d at p.437.
- (20) *Id.* at p.551, 483 N.E.2d at p.118, 493 N.Y.S.2d at p.443.
- (21) 後に検討するローゼンブルム・アドラー事件では、被監査会社Giant社と原告との間の営業譲渡に関する会議に会計監査人が出席し、Giant社の経営状態が今までになく良好である；と述べたか否かが問題となった。
H.Rosenblum, Inc., *supra* note 4, 461 A.2d at p.141. 本文はこのことから推測した。

ニ リステイトメント基準 (The Restatement Standard)

(1) 先の契約関係ルールは、A. L. I. の RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 552 (1977) の採用によって緩和されている⁽²²⁾。このリステイトメント基準かまたはこれを変形したものを大多数の州が適用しているといわれている⁽²³⁾。

この基準のもとで、会計監査人が契約関係にない第三者に対して過失に基づく不法行為責任を負う要件は、次の2つである⁽²⁴⁾。

- ① 会計監査人が、一人または限られた集団たる第三者が、財務報告書の受取人となることを、意図しているか、または明確に知っていること、かつ
- ② この第三者が、被監査会社との間で行う取引（会計監査人が知っている取引）に際して、被監査会社を信頼し得るような監査が行われたこと

ここでの第三者は、特定の「者」のみならず、特定した比較的小「集団」たる第三者にまで拡張された点で、さきに掲げた契約関係およびそれに近い基準よりも、第三者の範囲が緩和されていると思われる。しかし、監査時に会計監査人が予見していた第三者（後述の(3)）は、力があり業務に精通した与信者、事業家、諸機関等であるから、個人でまたは顧問弁護士を通して、会計監査人が、第三者の信頼を予見しかつ第三者と被監査会社との間の取引を知っていたことを確かめることのできる者達である。それ故、この基準に対しては、弱者が保護されないという批判がなされている⁽²⁵⁾。

以下では、この基準を適用したリーディング・ケースとなるホワイト事件判

決⁽²⁶⁾をとりあげ、同じくこの基準によると思われるクレジットアライアンス社事件の第二審判決⁽²⁷⁾との比較を行いたい。

(2) ホワイト事件において、Guarente-Harrington Associates有限パートナーシップ（わが国の合資会社に相当）との間の監査契約に基づいて同パートナーシップの監査を行ったArther Andersen会計事務所が、十分な検査なく譲渡制限付証券についての一般的組合員（無限責任社員）の評価を承認してしまい、同組合員による資本の大部分の不正な引き出しに気付かなかった。ところが、当該引き出しの有無は、監査契約上の監査事項とされており、同パートナーシップの有限組合員（有限責任社員）がAndersenに対して、過失にもとづく不法行為による損害賠償を求めた。第一審、第二審ではいずれも原告が敗訴したが、ニューヨーク州最高裁は以下の理由から原告の請求を認めた。

「本件において、会計監査人の役務の提供は監査人の知らない将来の人々の集団に拡大されないが・・・当該有限組合員が必然的に当該パートナーシップの監査報告書・・・に依拠することに会計監査人は気付いていたはずである。・・・監査報告書の提供は、契約によって必然的に要求されるものであり、取引の主要な目的の1つであった⁽²⁸⁾。」

「(さきの)ウルトラマレス社事件における職業的専門家の役務の提供契約では、大衆に有利な責任を創り出すという一般的な理由で、会計監査人が過失責任を負わないと判示された。しかし、本件における原告は、単なる大衆のうちの一人としてではなく、有限パートナーシップの特定の取り決めに実現するために財務報告書が循環する確定したメンバーのうちの一人として、損害賠償を求めているのである⁽²⁹⁾。」〔()内は筆者加筆〕

(3) 他方、先に見たクレジットアライアンス社事件第二審判決で原告の請求が認められたのは、被告との間に契約関係は無いにしても、原告が、一流の財務サービス会社である⁽³⁰⁾ことから、リステイトメント基準の「予見された特定の集団に属する人々」という第一の要件を満たす、と認定されたからであろう。

しかし、これについて、反対意見は、以下のように述べている。

「本件において、原告は、専門家の仕事が第一次的に意図している特定の限定された集団に属しておらず、・・・単に当該会社の将来の与信者、会計監査人が知らない集団中の二社を構成しているにすぎなかった。・・・原告とAndersen会計事務所との間には契約関係が存在しない。さらに、被告の監査報告書に対

する原告の信頼では、・・Andersen 会計事務所をホワイト事件の範囲に含めることはできない。ホワイト事件は、専門家の過失にもとづく損害賠償請求についての契約関係という要件をそれほど緩和しているとは言えない⁽³¹⁾。」

(4) ホワイト事件判決およびクレジットアライアンス社事件第二審判決を比較すると、第三者は、前者では確実に予見される者(被監査会社たる有限パートナーシップの有限組合員)であるのに対し、後者では確実に予見されるとは限らない者(ただの大手債権者)であったことが認められる。後者の第三者は、次に見る合理的予見可能性基準上の第三者と判別がつきにくい。そのためか、クレジットアライアンス社事件第二審判決は、後に最高裁で覆される。

本来、リステイトメント基準が予定している第三者は、ホワイト事件判決で見たように、会計監査人にとって、監査時に、契約をしている者か、“確実に”予見される者、例えば被監査会社の有限組合員等、を予定していると思われ、これは、予見可能性基準よりずっと狭い範囲の第三者であるといえる。

注

(22) Kirby, B., Davis, T., Accountant Liability: New Exposure for an Old Profession, 35 SOUTH DAKOTA L.REV., 574, 583(1991); Note, supra note 6, 13 J.CORP.L. at 869.; Siliciano, J., Negligent Accounting and the Limits of Instrumental Tort Reform, 38 DEF.L.J., 481, 490 (1989) etc.

(23) Note, supra note 6, 14 AM.J. TRIAL ADVOC., at 146. 適用州は、ジョージア州、アイオワ州、ワシントン州等。Causy, Supra note 11, at 382.

(24) HANDBOOK, supra note 12, at ch.46-23.; Kirby, B., Davis, T., supra note 22, at 584.

①は、RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 552(2)(a)に、

②は、RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 552(2)(b)に該当する。

原文は、情報提供者の責任について述べているが、本文中では、会計監査人に合うように、解釈・記述した。

(25) HANDBOOK, supra note 12, at ch.46-25.

(26) Shelby White v. William E. Guarente, and Arthur Andersen & Co., 43 N.Y.2d 356, 372 N.Y.2d 315, 401 N.Y.S.2d 474 (1977); Note, supra note 6, 13 J.CORP.L., at 870.

(27) Credit Alliance Corporation v. Arthur Andersen & Co., 101 A.D.2d 231, 476 N.Y.S.2d 539 (1984).

(28) Shelby White, supra note 26, 43 N.Y.2d at pp.361-362, 401 N.Y.S.

2d at pp.477-478.

(29) Id., at p.363, 401 N.Y.S.2d at p.479.

(30) Credit Alliance Corporation, supra note 27, 476 N.Y.S.2d at p. 541.

(31) Id., at p.363, N.Y.S.2d at p.545.

三ー１ 予見可能性基準 (The Foreseeability Standard)

(1) リステイトメント基準の弱者保護に欠けるという前記の批判を克服するべく登場したのが、予見可能性基準⁽³²⁾である。

この予見可能性基準のもとでは、会計監査人は、被監査会社との間の監査契約締結および監査報告書交付時点で、当該監査報告書に依拠するであろうことが合理的に予見可能な第三者に対して民事責任を負う⁽³³⁾。それ故、第三者の範囲はリステイトメントのそれよりも拡大された。

(2) 1983年6月のローゼンブルム社事件判決⁽³⁴⁾において、原告は、被告たる会計事務所が表明した Giant 社についての無限定適正意見を信頼し、同社に対する営業譲渡の際に同社の普通株を取得したところ、倒産によってこれが無価値となったことから、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

ニュージャージー州最高裁は、次の公序理由から、原告の請求を認めた⁽³⁵⁾。

(1) 予見可能性基準を採用することにより、会計事務所に対して一層完全な監査を促すことになり、その結果訴訟も減る⁽³⁶⁾。

(2) 会計監査人は、責任保険を利用でき、かつ一般の人々に対して費用を分散できる立場にある⁽³⁷⁾。

(3) 会計監査人は、会社の会計システムについて知っているので、第三者よりも会社の危険を発見しやすい立場にある⁽³⁸⁾。

また、同最高裁は、最初からこの公序に基づいて、以下のように、第三者が立証しなければならない不法行為の基本的な立証要件を提示した⁽³⁹⁾。

① 第三者が、被監査会社から財務諸表を受け取ったこと

② 第三者が、当該事業目的に従って財務諸表を信頼したこと

③ 不実表示が、会計監査人の過失から生じたこと

④ 会計監査人の過失が、損害の主原因であること

一方、予見可能なすべての第三者に対して会計監査人が責任を負うことを原

則としつつ、この責任を負う範囲に歯止めをかけるために、被告側の公序理由を提示したのが、1986年のシチズンステイト銀行事件判決⁽⁴⁰⁾およびIMC社事件判決⁽⁴¹⁾の2つである。

(3)シチズンステイト銀行事件判決において、Timm会計事務所が被監査会社たるCFA社の財務諸表を作成および監査して、無限定適正意見付監査報告書Citizens銀行(C銀行)に送付した。C銀行は、Timmが作成した財務諸表を検査して、CFA社に追加貸付を行った。その後、1974年および1975年の財務諸表に総額400,000ドル以上もの重要な誤りがあることをTimmの従業員が発見して訂正し、C銀行に通知した。C銀行は、CFA社に対する未収金152,214.44ドルの支払催告を行ったが、CFA社は倒産した。この未収金の損害賠償を求めて、C銀行はTimm会計事務所および責任保険会社に対して訴訟を提起した。

ウィスコンシン州最高裁は、会計監査人は予見可能な第三者全員に対して当然に過失責任を負い、免責されるのは以下の6つの公序のうちのいずれかがこの責任を排斥するときのみであると述べた⁽⁴²⁾。

「(1)権利侵害と(会計監査人の)過失との間に因果関係がないこと

(2)権利侵害が過失のある不法行為者の有責性(culpability)とは全く不均衡なものであること

(3)過去においても、過失が権利侵害を惹起することは大変異常であること

(4)損害賠償請求を認めることが過失のある不法行為者に非常に不合理な責任を課すことになること

(5)損害賠償請求を認めることによって(原告による)詐欺的請求を容易に許すことになることと予想されること

(6)損害賠償請求を認めるについての正当な理由がないこと」

本件では、会計監査人は一旦適正意見を表明したけれども、後に誤りに気付いて訂正したことが、会計監査人を免責する公序として検討されている。結局、裁判所は、Timm会計事務所の従業員が監査済財務諸表の利用目的について知っていたか否かを判断できないとして破棄、事実審裁判所に差戻した⁽⁴³⁾。

(4)一方、IMC社事件判決において、Butler会計事務所は、Westside社の財務諸表の監査にあたって無限定適正意見を表明したが、不動産の担保のための信託証書によって保証されていた筈の10万ドルの受取手形は、他社による先順

位の信託証書の譲渡抵当実行手続きがあるために、実際の担保金額が著しく減少あるいは消滅に等しい、ほぼ無価値となっていた。この受取手形はWestside社の正味財産の57%を構成することから、Butler会計事務所の評価ミスは重大であった。Westside社から当該監査報告書の写しを交付されたIMC社は、これを信頼して、1980年4月、Westside社からの政府ローンの買取りを契約した。しかし、実際には、Westside社は、10万ドル以下の資産しか有していなかったもので当該取引を行う資格がなく、結局、IMC社に約束の信託証書を送付できなかった。このことからIMC社は475,293ドルの損害を蒙った。そこでまた、1980年6月、Westside社は、同額の約束手形をIMC社に振り出したが支払不能に陥ったので、IMC社はこの支払いを求めて提訴した。

被告は、監査時に、Westside社が当該取引に際して少なくとも10万ドル正味財産を必要とすることに気付いてはいたが、監査時にIMC社との間に財務諸表の正確性を検証する契約はなく、同社が当該財務諸表を受け取ってこれを信頼することにも気付かなかったことが認定されている⁽⁴⁶⁾。

裁判所は、監査報告書に対する大衆の信頼を重要としながらも、製造物責任とは異なり、被監査会社の財務諸表が完全に真実でかつ過失が無いことを保証するものではないと述べた⁽⁴⁵⁾。さらに、以下の理由から、原判決を破棄し、会計監査人は合理的に予見可能な第三者に対して、公序によって明確に排除されない限り、過失に基づく不法行為責任を負う旨を判示した。

「かかる損失の危険は、顧客そして最終的には大衆消費者に危険を分散できる職業会計人に課するのが望ましい。そうすれば、職業専門家の注意を要する技術を高め、過失も少なくなるので、社会全体として一層有益である⁽⁴⁶⁾。」

(5)以上の三件について検討した結果、ローゼンブルム社事件判決には、上記二つの判決とは異なる特徴が見られる。

シティズンステイト銀行事件判決およびIMC社事件判決においては、会計監査人は合理的に予見されるすべての第三者に対して責任を負い、その上で公序によって免責されるという手法が用いられていたのに対して、ローゼンブルム社事件判決においては、予め公序を前提とした上で、原告となり得る者の範囲を、合理的に予見されるすべての第三者ではなく、①被監査会社から、②固有の事業目的のために、真実を述べていない監査報告書の写しを受け取った者、に制限⁽⁴⁷⁾している。さらに、ローゼンブルム社事件判決では、比較過失

(comparative negligence)を認めている⁽⁴⁸⁾。

また、ローゼンブルム社事件判決よりも他の2つの判決の方が、会計監査人の過失責任についての第三者の範囲は広いといわれている⁽⁴⁹⁾。というのは、会計監査人が自己の責任を軽減するために公序の抗弁を立証するのは非常に難しいからである⁽⁵⁰⁾。

注

- (32) 1980年代に入って、カリフォルニア州、ニュージャージー州、ウィスコンシン州、ミシシッピ州といった4つの州が採用した。Note, *supra* note 6, 13 J.CORP. L.at 871. ; Note, *supra* note 6, 14 AM.J. TRIAL ADVOC. at 150, n.90.
- (33) HANDBOOK, *supra* note 12, at ch. 46-23.
- (34) 前掲注(4)を参照。
- (35) Note, *supra* note 6, 13 J.CORP. L., at 875-876.
- (36) Rosenblum, *supra* note 4, 461 A.2d at p.152.
- (37) Id. at p.153.
- (38) Comment, *Rosenblum, Inc.v.Adler: CPAs Liable at Common Law to Certain Reasonably Foreseeable Third Parties Who Detrimentally Rely on Negligently Audited Financial Statements*, 70 CORNELL. L.REV., 335, 353(1985)
- (39) Rosenblum, *supra* note 4, 461 A.2d at p.152. ; Note, *supra* note 6, 13 J. CORP. L., at 876.
- (40) *Citizen State Bank v. Timm, Schmidt & Co.*, 113 Wis.2d 376, 335 N. W. 2d 361(1983).
- (41) *International Mortgage Company v. John P. Butler*, 177 Cal. App. 3d 806, 223 Cal.Rptr 218(1986)
- (42) *Citizen State Bank*, *supra* note 40, 335 N.W.2d at 366. これも衡量テスト (balancing test) の一種と評価されている。Kirby, B., Davies, T., *supra* note 22, at 588.
- (43) *Citizen State Bank*, *supra* note 40, 335 N.W.2d at p.367.
- (44) *International Mortgage Company*, *supra* note 41, 177 Cal.App. 3d at p.810, 223 Cal.Rptr at p.220.
- (45) Id.at p.817, 223 Cal.Rptr at p.225.
- (46) Id.at p.820, 223 Cal.Rptr at p.227.
- (47) Gossman, T., *IMC v.Butler: A Case for Expanded Professional Liability for Negligent Misrepresentation?*, 26 AM.BUS.L.J., 99, 114, n.96(1988)
- (48) Id. at 120. Rosenblum, *supra* note 4, 461 A.2d at p.152.

(49) Ibid.

(50) Note, *supra* note 6, 14 AM.J. TRIAL ADVOC., at 152.

三ー２ 予見可能性基準についての論争

(1) 予見可能性基準の支持者が掲げるその根拠は、次のとおりである⁽⁵¹⁾。

- ① 会計監査人は危険を他の者に分散することができること
- ② 責任保険を利用できること
- ③ 責任拡大による悪影響を受けないこと
- ④ 責任拡大によって、監査の質を向上させ社会全体に有益であること

予見可能性基準の最初の提唱者である Wiener 判事は、予見可能性基準を提唱する理由について以下(ア)～(エ)のように述べている。

(ア) 会計監査人の役割の変化

「1931年当時には、会計監査人の第一次的な責任は事業主に対して負い、事業の経営について報告し、従業員の詐欺および横領を発見すること、を目的としていた。しかし、・・・今日、公開会社の監査は、主に第三者たる利用者のために行われているのである⁽⁵²⁾。」[下線は筆者加筆；以下(イ)～(ウ)も同じ]

(イ) 会計監査人と大衆との間の責任負担の問題

「会計監査人の責任を制限することは、不実表示財務諸表による損失の危険についての交渉または対策を講じ得る者(つまり第三者)に損失の危険を負担させるのが社会の利益に資する、という事実に依拠している。これは、会計監査人の善意のミスで財務諸表が不正確であるのは、株式市場の危険負担または信用拡大にはつきものである、という推論に基づいている。しかし、これは損失の危険をその発生を一番防ぐことのできる当事者に課すべきであるという一般的社会政策とは矛盾する⁽⁵³⁾。」[()内は筆者加筆]

(ウ) 不正を隠蔽していた被監査会社の倒産による会計監査人の代位責任

「二以上の当事者の責任の程度が異なる場合に、責任が小さい者の方に損害賠償させることになる。しかし、かかる不公正が生じるのは、本来責めに帰すべき当事者(被監査会社)が支払不能だからである。・・・法による解決は、責めに帰すべきもう一方の当事者を隔離し、・・・権利を侵害された者に補償をしないことではない。不完全な判断と、何もしないこと、とを比較するとき、法は、

より悪弊の少ないものとして、不完全な判断を選ぶであろう⁽⁵⁴⁾。」

(エ)そして、最後に、ローゼンブルム：アドラー事件判決でも引用された文言で、次のように締めくくっている。

「過失のある会計監査人を時代錯誤の保護から解き放つ時期にきている。予見可能な権利侵害に基づく会計監査人の責任は、損害の填補および過失行為の防止という二重の機能を果たすであろう。・・・公認会計士の過失不実表示責任の尺度として予見可能性基準を用いることは、長い目で見れば、会計監査人、投資家および大衆の利益に資するであろう⁽⁵⁵⁾。」

(2)しかし、これに対しては、主に契約関係およびそれに近い基準の支持者からの反発があり、その理由として以下の事項があげられている⁽⁵⁶⁾。

①フリーライダーの存在；債権者および投資家は、貸付・投資額の警告によって危険を評価できること

②責任保険の危機⁽⁵⁷⁾

③監査人の公共信託機能から、責任が不明確で原告の数が不特定になること

④会計事務所倒産の危機

Gossman准教授は、予見可能性基準について、以下のように批判している。

「予見可能性基準を提唱する者は、次の4つの重要なことを無視している。それは、第一に、予見可能性基準は、『過失による詐欺(negligent deceit)』という全く新しい不法行為を創造している。第二に、予見可能性基準は、人または有体財産に対する物理的損害にかかわる過失についての効果的な責任の制限とはなるが、金銭的損害については全く制限とはならないので、実際には、予見可能性基準は、職業会計人に潜在的な原告という不特定の階層の人々に対する無制限な責任を負わせることになる。第三に、予見可能性基準は十分な制限ではないので、ほんのわずかな過失のある会計監査人にさえも積極的な詐欺を行った者と同程度の責任を負わせることになる。第四に、予見可能性基準は、それ故、他の民間の職業的専門家が負わない責任を会計監査人に課することになるうえ、法的または道徳的にこれらの結果を正当化する公序について、客観的な分析が行われてきていない⁽⁵⁸⁾。」

注

- (51) Kirby, B., Davis, T., *supra* note 22, at 593.
- (51) Wiener, Common Law Liability of the Certified Public Accountant for Negligent Misrepresentation, 20 SAN DIEGO L. REV., 233, 250(1983).
- (53) *Id.* at 252-253.
- (54) *Id.* at 258-259.
- (55) *Id.* at 260. Rosenblum, *supra* note 4, 461 A.2d at p.153.
- (56) Kirby, B., Davis, T., *supra* note 22, at 593.
- (57) AICPA (米国公認会計士協会) の予定していた1980年の責任保険料は、25人を有する会計事務所において、100万ドルの担保範囲について1人当たり約64ドルであった。しかし、1986年には保険料は1人当たり1,165ドルに達した。Gossman, *supra* note 47, at 125. また、1984年にはニューヨークランド再保険会社、1985年には北アメリカ保険会社、同年1月にはCrum & Foster保険会社が、会計監査人の責任保険を中止した。*Ibid.*
- (58) *Id.* at 127.

四 公序基準 (The Public Policy Standard)

(1) 公序基準は、1986年2月のラリタン・シドベック社事件判決⁽⁵⁹⁾においてノースカロライナ州控訴裁判所で採用された。先の予見可能性基準における2つの判決が、対第三者責任に歯止めをかけるために公序を提示したのに対し、本判決では、以下の「個別具体的な『衡量テスト』(case-by-case 'Balancing Test')」における6つの要素から被告の損害賠償責任を判断している⁽⁶⁰⁾。

- ①取引が原告に影響を与えると意図されている範囲
- ②原告が蒙る損害の予見可能性
- ③原告が権利侵害を蒙る確実性の程度
- ④被告の行為と原告が蒙った権利侵害との間の近接性
- ⑤被告の行為に対する道徳的非難
- ⑥将来の損害を避ける政策

本件は、両原告が、International Metal Corporation (IMC) に対する与信を拡大したところ、同社が倒産し、一万ドル超の損害を蒙ったので、同社の監査を行ったCherry会計事務所に対して、訴訟を提起したものである。

(2) 原告Raritan社は、定期的に鉄鉾をIMC社に掛売するに際してCherry会計事務所の作成したDun & Bradstreet報告書に依拠していたので、IMC社

とCherry会計事務所との間の契約上の受益者たる第三者であると裁判所に認定され、請求が認容された⁽⁶¹⁾。

(3)一方、原告 Sidbec社は、IMC社に対する貸付を拡大するに際して Dun & Bradstreet報告書に依拠していることがはっきりとは認められないので、契約上の受益者たる第三者とは認められなかった(請求一部棄却)が、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた(請求一部認容)⁽⁶²⁾。ここで用いられたのが、'衡量テスト'である。

裁判所は、「本質的に、責任は個々の監査の目的次第である。しかし、ピアカンジャ・テストによれば、・・監査の目的を決定要因の内の1つに(格下げ)する・・ことによって、責任を恣意的な目的に基づいて判断することを避けることができる⁽⁶³⁾。」「下線・()内は、筆者加筆」と、述べている。

まず、裁判所は、第一の考慮事項たる①取引が原告に影響を与えることを意図されている範囲について、これを認めた。即ち、裁判所は、Cherry会計事務所が、Sidbec社をIMC社に対する貸付を拡大する際の、監査報告書の受取人とするを、意図しておらず、また明確に知っていたわけでもなかった、ことを認めた。しかし、IMC社とCherry会計事務所との間の監査契約は、監査報告書を信頼することをCherryが知っている原告や他の債権者のために締結されたものであるから、Cherryの監査は原告に影響を与えることをまさに意図していたといえる、と判示した⁽⁶⁴⁾。

次に、第二の考慮事項たる②予見可能性 についても、これを認めている。

「IMC社の相当なマイナスの正味財産を発見・開示できなかったことから・・Sidbec社のような債権者が害されることは、予見可能であった⁽⁶⁵⁾。」

続いて、第三の考慮事項たる③権利侵害の確実性、第四の考慮事項たる④近接性についても、これを認めた。

以上から、Sidbec社は、少なくとも①～④という最小の要件を満たしているので、Cherry会計事務所に対する損害賠償請求が認められる、と判示されたのである⁽⁶⁶⁾。

(4)公序基準においては、監査の目的のみに偏って判断することなく、衡量テストの6つの要素のそれぞれを個別具体的に適用して、バランスさせている。しかし、未だ「公序」についての客観的な分析がなされておらず⁽⁶⁷⁾、この基準は、裁判官の自由裁量の余地が大きくなる危険を孕んでいるといえよう。

注

- (59) *Raritan River Steel Company v. Cherry, Bekaert & Holland, Sidbec-Dosco, Inc., v. Cherry, Bekaert & Holland*, 339 S.E. 2d 62 (N.C.1986).
- (60) *Raritan River Steel Company*, Id. at 68-69. ノースカロライナ州控訴裁は、'衡量テスト'を他の職業的専門家(法律家、建築家)にも適用している。Id. at 69. 衡量テストは、1958年のピアカンジャ事件判決(*Biakanja v. Irving*, 320 P.2d 16, 19.)で提示されたものである。Id. at 68.; See, *Kirby, B., Davies, T.*, supra note 22, at 588, n.125.; Note, supra note 6, 13 J.CORP. L., at 879, n.169. ノースカロライナ州の他に、カリフォルニア州、モンタナ州もこれまでに衡量テストを採用している。*Raritan River Steel Company*, supra note 59, 339 S.E. 2d at p.68.
- (61) Id. at p.64-65.
- (62) *Sidbec-Dosco, Inc.*, supra note 59, 339 S.E.2d at pp.64-66.
- (63) Id. at 69. 本裁判所は、予見可能性基準については、会計の分野では、誤った情報が流通する範囲および損害が大きいことから、また、リステイメント基準は、原告の範囲を恣意的に制限するものであるとして、これらを採用しない。Id. at 68.
- (64) Id. at 69.
- (65) Ibid.
- (66) Id. at 69-70.
- (67) *Gossman*, supra note 47, at 127.

おわりに

(1)本稿では、会計監査人が責任を負う第三者の範囲を中心に米国の判例を検討してきた。ウルトラマレス、シティズン・ステイト銀行、ローゼンブルム事件判決においては、会計監査人が適正意見を表明した後に、被監査会社が倒産したという重大な事実から、この発生可能性に気付かなかった会計監査人には重過失があると思われる。しかし、ウルトラマレス事件判決では、不特定の期間、不特定の人々に対して、不特定の額の損害賠償責任を負う可能性を考慮するという政策的な理由から、裁判所は、被告を免責した。

(2)クレジットアライアンス、IMCおよびラリタン・シドベック事件判決では、被監査会社は債務不履行に陥っているが倒産していないことから、重過失を推認するには不十分であると思われる。しかし、IMC事件判決では、後に重

要な誤りの指摘があり、このことから会計監査人には重過失があるといえよう。

(3)以上から、あくまで私見ではあるが、重過失と見られる事件と通常過失に相当する事件との間で、暗黙のうちに基準の使い分けが行われているように思われる。しかし、会計監査人の対第三者責任を画する基準を通常過失と重過失に分けず、一律に過失責任として検討すれば、三-2の(2)で見た4つの批判が当然のこととして受けとめられよう。

(4)ここで、今日、財務諸表の適正性を証明する役割、いわば公共信託的機能を果たすことが期待されている会計監査人⁽⁶⁸⁾に、単なる通常過失についても民事責任を負わせることが、果たして社会全体にとって有益であるか、について考える必要があろう。かかる通常過失責任は、重過失、詐欺を推認させるような重過失、および詐欺、についての責任とは次元を異にするものと思われる。

(5)米国における責任保険の危機等を考慮すれば、重過失については、できるだけ狭い予見可能性基準(ローゼンブルム基準)を適用し、その上で、シティズンステイト銀行事件判決で見た6つの「公序」を考慮するのが良いと考えられる。なぜなら、ローゼンブルム基準をウルトラマレス事件で適用した場合、前者の事件の4つの立証要件のみから判断すれば、後者の事件の被告は、まさに不特定の期間、不特定の人々に対して、不特定の額の責任を負うことになるからである。しかし、この「公序」については、客観的な分析が未だ行われておらず、今後の研究が要求される。

(6)一方、通常過失については、クレジットアライアンス事件判決において確立された基準を用いることが望ましいと思われる。この基準を適用するに際して、わが国のような立証責任の転換がない以上、第三の要件たる「原告と会計監査人とを結びつける「行為」を原告が立証すれば、当該行為において第三者を害する意図の無いこと(第一の要件)の証明責任は被告が負担すべきであると思われる。

(7)会計監査人に対する訴訟に対応するために、近時、日米において様々な方策が模索されており⁽⁶⁹⁾今後の展開が注目される。

注

- (68) 他の職業的専門家（例えば、医師、法律家、建築家等）との相違についてはNote, The Peculiar Treatment of contributory negligence in Accountants' Liability Cases, 65 N.Y.U.L.REV.329,331 (1990) を参照。
- (69) わが国では、経営者の確認書の提出（日本経済新聞'92.10.22.付版）、分析的手続きの導入（日経金融新聞'92.10.2.付版）が義務付けられた。分析の手続については、監査基準委員会報告書第1号「分析の手続」企業会計44巻11号を参照。また、独立色の強いアメリカの6大会計事務所（ビッグシックス）も、常設委員会という横断的な組織を設立した。（日本経済新聞 '92.12.2.付版）

<付記> 本稿は、1993年1月14日、早稲田大学法学研究科に提出した修士論文「現代社会における会計監査人の責任－英米判例法における過失認定と対第三者責任－」の一部要約である。 1993.10.31.記